河川構造物における総合的健全度評価

河川構造物における総合的健全度評価

河川管理施設は、堤防は一連区間、<u>樋門等の河川構造物は施設を単位</u>として、総合的な評価を実施するものとする。 樋門・樋管、水門、堰の機械設備や電気通信施設を有する施設の総合的な評価(施設の評価)は、<u>土木施設の評価を実施し、さら</u>に機械設備及び電気通信施設の評価結果を総合的に判断した上で、表1.4 の総合的な評価区分を基本として、施設ごとの総合的な評価を実施するものとする。

表 1. 4 総合的な評価区分

変状 機能 状態 評価区分 確認 支障 目視できる変状がない、または目視できる軽微な 異状なし 変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能 なし なし に支障が生じていない健全な状態 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない 要監視 が、進行する可能性のある変状が確認され、経過 あり なし を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要と 段階 する場合を含む) 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない が、進行性があり予防保全の観点から、対策を実 予防保全 施することが望ましい状態 あり なし 段階 詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管 理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、 補修又は更新等の対策が必要な状態 措置段階 あり あり 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生 じていると判断され、対策が必要な状態

水門(河川構造物)の評価

総合的な評価					
土木施設		400 140 EO. 100	me weekin	総合的な評価 (施設の評価)	
評価 区分	評価	機械設備	電気通信施設	評価 区分	状態
А	●変状なし		電気通信施設の 重値は、「3.5河の 横にできる。 では、「3.5河の 横にできる。 できたできたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできたできた。 できたできた。 できたできた。 できたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできたできた。 できたできたできた。 できたできたできたできた。 できたできたできたできたできた。 できたできたできたできたできた。 できたできたできたできたできたできたできたできたできたできたできたできたできたで	Α	●変状なし
В	●水門の機能に支障 が生じていないが、進 行する可能性のある 変状が確認され、経過 を監視する必要がある 状態			В	●水門の機能に支障 が生じていないが、進 行する可能性のある 変状が確認され、経過 を監視する必要がある 状態
С	●水門の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を大変することが望ましい状態。 ●詳細点検(調査を含む)によって、水門の機能低下で要がある状態をある。			c	●水門の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策をしい状態。 ●詳細点検(調査を含む)によって、水門の機能低下要がある状態
D	●水門の機能に支障 が生じており、補修又 は更新等の対策が必 要な状態			D	●水門の機能に支頭 が生じており、補修又 は更新等の対策が必 要な状態